

姫路市女性就労に関する実態調査業務委託要求水準書

1 業務名

姫路市女性就労に関する実態調査業務委託
(以下「本業務」という。)

2 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 目的及び業務の概要

人口減少に伴う労働力不足に対応するため、女性や高齢者など多様な人材の活躍は本市の経済発展のために必要不可欠であると考えている。しかしながら、宇都宮市調査「令和5年度中核市行政水準調査」において、姫路市（以下「本市」という。）の女性の労働力率（女性の労働力人口／女性人口（労働力人口＋非労働力人口））は、ほとんどの年代で中核市の平均を下回っている状況にある。この状況を踏まえ、本市の女性の労働力率を向上させること、及び、働くことを希望する女性（既に働いている女性も含む）が本人の希望する就業条件（賃金、労働時間、就業場所、労働契約の期間など）でその能力を活かして今よりもっと働くこと（以下「女性の労働力向上」という。）ができる環境をつくることを目的に以下の業務を行う。

- (1) 本市の女性の就業に影響を与える要因や女性の労働力率及び労働力向上を阻害する要因、その課題について客観的データをもとに分析し、検証する。
- (2) 上記(1)の分析・検証結果を踏まえ、本市の女性の労働力率を向上させ、また、本市の女性の労働力向上を図ることができるよう市として支援するための具体的な施策を検討する。

4 業務の内容

- (1) 本市の女性就業状況等の現状整理

国勢調査、経済センサス、就業構造基本調査、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査などを活用し、本市における就労環境や市民（男女）の就業状況、世帯の状況など、女性の就業に影響を与えると思われる事項について、現状を整理する。

- (2) 他の中核市との比較分析

前号のデータの比較に加え、宇都宮市調査「令和5年度中核市行政水準調査」（宇都宮市ホームページに掲載 URL：<https://www.city.utsunomiya.lg>）

jp/shisei/johokokai/gyoseisiryo/1020024/1021184.html) などを活用し、他の中核市と比較した上で、女性の就業状況に影響を与えると考えられる客観的データを整理し、回帰分析等の統計的手法を用いた分析により、本市の女性の労働力率及び労働力向上に影響を与える要因を分析・把握する。

(3) 補足調査

前号の分析結果を補足し、施策提案に役立てるため、市民の意識調査及び企業の意識調査など、必要な補足調査を行う。市民の意識調査については、本市で今年度実施する男女共同参画に関する市民・職員意識調査（第5項第1号）を活用することができる。また、既に実施した他の調査（第5項第2号及び第3号）等を活用することができる。企業の意識調査については、本市が別途実施する「令和7年度姫路市経済振興ビジョン改定業務（仮称）」において行う企業向けアンケート調査（第5項第4号）を活用することができる。なお、独自で調査を行う場合は、LINEの姫路市公式アカウントの友だち登録者（友だち登録は市民限定ではない。）に対するアンケートを実施し、そのデータ（第5項第5号）を活用することができる。ただし、本市がアンケートのフォームの作成・対象者への配信・データ抽出を行うが、アンケートの内容案（任意様式）は受託者において作成し、本市と協議の上を決定するものとする。また、Well-Being指標の活用についても検討すること。

(4) 課題の抽出及び検証

前3号の結果をもとに本市の女性の就業に影響を与える課題を抽出し、検証すること。

(5) 施策の検討

前号の結果を踏まえて、本市の既存施策の事業効果を評価するとともに、今後、本市の女性の労働力率を向上させる施策及び本市の女性の労働力を向上させる施策の提案を行うこと。

(6) 参考事項のとりまとめ

国における女性の労働力率向上のための施策方針や女性の労働力向上のための施策方針、他都市における先進的な取り組み事例のうち、本市での取り組みの参考となる事項についてとりまとめること。

(7) 第4項第1号から第6号の結果をまとめた報告書の作成

ア グラフや表を駆使する等具体的で市民等にも解りやすく、説得力のある解説に努めること。

イ 報告書及びデータの作成方法については本市と協議の上行うこと。

5 本市から提供可能な資料（情報）

- (1) 令和7年度に実施する男女共同参画に関する市民・職員意識調査の回答用紙（未集計のもの。1000枚程度の見込み）及び回答データ（200件程度の見込み）。いずれも提供時期は令和7年12月下旬の見込み。
（参考 本調査の調査対象：市内在住の満20歳以上の男女、3,000人
調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答
過去の有効回答率：令和3年 45.2% 平成28年 39.2%）
- (2) 男女共同参画に関する市民・職員意識調査 調査結果報告書（令和4年2月発行）及び数値データ（姫路市ホームページに掲載 URL：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002987.html>）
- (3) 子育て支援に関するアンケート調査報告書（令和6年（2024年）5月）（姫路市ホームページに掲載 URL：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000027133.html>）
- (4) 令和7年度に本市が別途実施する姫路市経済振興ビジョン改定業務（仮称）において行う企業向けアンケート調査のうち、人材に関する調査結果及び数値データ。設問の提案も可能。集計結果（速報）の提供時期は令和7年12月の見込み。
- (5) LINE 姫路市公式アカウントの友だち登録者に対するアンケートの回答データ。（参考 アンケート対象者 姫路市公式アカウントの「イベント」に登録している約1.2万人）
- (6) 本市でなければ入手不可能と認められる統計資料のうち、協議の結果必要と認められるもの
- (7) 本市の既存施策の概要が分かるもの

6 成果物の提出

- (1) 女性就労に関する実態調査報告書 詳細版
第4項第7号の成果物として、調査目的、調査概要、調査の報告（第4項第1号から第6号を章立てて記載し、経過から結果が詳細にわかるよう記載）、根拠となる資料等も含めて取りまとめたもの。10冊
- (2) 女性就労に関する実態調査報告書
前号のうち、調査目的、調査概要、調査の報告（第4項第1号から第4号までを章立てて、表やグラフを用いて市民等にも解りやすく記載）を取りまとめた、調査を解説するための公表用資料。10冊
- (3) 女性就労に関する実態調査報告書 概要版
前号の報告書の要点をとりまとめた公表用資料。A3版2枚程度にまとめること。30冊
- (4) 成果物項目(1)及び(2)並びに(3)のデータ

電子媒体（CD 又は DVD）とし、PDF 及び Microsoft Word（2010 年以降のバージョン）で納品する。

(5) 調査・分析に使用したデータや指標

電子媒体は（CD 又は DVD）とし、使用したデータや指標等のグラフ、表をカテゴリー、項目ごとに整理し、PDF 及び Microsoft Excel で納品する。

7 成果物の提出場所

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課

8 成果物の提出期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）

9 その他

- (1) 契約期間中 1 ヶ月に 1 回程度、対面又はオンラインにより業務の進捗状況を報告し打ち合わせを行うこと。
- (2) 前号の会議録を都度提出すること。
- (3) 令和 7 年 10 月 3 日（金）までに、作業の中間報告をとりまとめた資料（第 4 項第 5 号の素案及びその根拠となる情報を含むもの。）を提出すること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 事業費は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (7) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の規定を適用する。
- (8) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。